

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名	(く)	(け) 審査請求日	(こ) 審査請求人の主張	
				請求する公文書の件名又は内容				公開しないこととした部分及び公開しないこととした理由又は存在しない理由		(さ) 実施機関の主張	
1	平成29年度 諮問受理第12号	平成29年10月 3日付け大北 福第612号	平成29年8月1日	市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分（申請に対する決定含む）について審査請求・異議申立の制度ある場合に、その制度に基づき作成された「決定書」。ただし、決定書について、①必要な所属長決裁なく、課長までのゲタ版決裁。②同課長、同課長代理が同様案件で以前に文書管理システムで所属長決裁している。③公印審査を行っていない。④定められた公印を使用していない。⑤不服ある場合の教示の記載がない。また審査会に係り、⑥議事録を作成していない。⑦当初審査会と審査請求等あった場合の審査会の審査委員が定数より少ない同一の1名である。以上①～⑦のすべてを満たすもの。ただし、⑦については身障手帳交付申請など二審ある場合のみ必要条件とする。	北区役所福祉課（一般福祉・子育て支援担当）	平成29年8月15日付け大北福第457号による部分公開決定	身体障がい者手帳交付決定に対する平成23年11月24日付け異議申立に係る決定書（決裁時の案）	〈公開しないこととした部分〉 個人の氏名、障がい名、障がいの種類等診断書の内容に関する事項、障がいの種類を類推できる事項 〈上記の部分を開示しない理由〉 大阪市情報公開条例第7条第1号に該当（説明） 上記の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	平成29年9月4日	公開された決定書が①無効であることの確認と改めて②法令・規則等に基づく決定書の作成を求める。公開された「決定書」は、公開請求の不正要件①～⑦すべてを満たしており、不正の積重で作成されたことが明らかである。 1 本件文書1について 本件文書1は、平成23年11月24日付け身体障がい者手帳交付申請に係る異議申立てに対する決定書の決裁時の案である。 決定書の原本は本人宛に送付済みであり、実施機関は保有していないため、日付け及び文書番号が空白である以外は原本と同一の、決定書の決裁時の案を特定したものである。 2 本件文書1に対して本件決定1を行った理由 (1) 審査請求人が、審査請求書において述べている不服の内容は、本件文書において非公開とした部分の公開を求めるものではなく、また、請求した文書の特定の誤りについてでもない。本件請求にかかる請求書に記載された①～⑦の項目（以下「本件7事項」という。）を満たす本件文書1は無効であると主張し、新たな決定書の作成を求めるものであるため、以下この点に絞って説明する。 (2) 本件文書1が無効であるとの主張について 本件7事項のうち①から⑤について、実施機関はすでに事務処理の誤りを認め、審査請求人に対し市民の声や面談を通じて説明をし、その後の事務改善を行っている。本件7事項のうち⑥及び⑦は福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターの業務に係るものであるが、事務手続きの誤りや不正にあたるものではない。本件文書1作成時に事務処理の誤りがあったことは事実だが内規の問題であり行政処分そのものに誤りはないため、本件文書1は有効である。 (3) 新たな決定書の作成を求めていることについて 上記(2)で述べたとおり本件文書1は有効であるため、新たな決定書を作成する必要はない。 (4) 審査請求人の主張及び要求は、本件決定1に対する異議を申し立てているものではなく、本件決定1に至る実施機関の判断は妥当である。	
2	平成29年度 諮問受理第14号	平成29年10月 20日付け大北 福第674号	平成29年8月25日	H29.8.15付大北福第457号部分公開決定通知書での公開文書（H24.2.8付大北保福第422号決定書。当該の公開請求書に記載した①～⑦のすべてを満たすもの）について、この①～⑦の重大な不正を満たすこととなった原因に関して所属（北区長）として確認していることがわかる文書と決裁・供覧文書のすべて。	北区役所福祉課（一般福祉・子育て支援担当）	平成29年9月8日付け大北福第522号による非公開決定	—	公開請求書に記載された公文書を作成していないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成29年9月22日	身体障害者手帳交付申請での不服申立に対するH24.2.8付大北福第422号決定書に多くの重大な不正（法令、規則等に違反）あるのに、本決定で原因究明が行われていないこと判明。原因究明を行い、その公文書の作成を求める。 この422号決定書は、①必要な所属長決裁なく、担当課長までのゲタ版決裁。だが、前年度と同様案件では文管システムで所属長決裁している。②必要な公印審査を行わず、一般市長公印を用いず、不正な公印を使用。③処分取消しの教示の記載がない。④答申を行うリハセンの審査会について議事録作成していない。⑤この審査会の委員（医師）の定数2名だが1名で行っている。⑥により棄却決定の理由が書かれていない。（診断書そのままを記載）以上、多くの不正あるのに原因究明しないのは職務怠慢であり、違法である。 1 本件文書2について 本件文書2は、審査請求人あての身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立てに係る決定書が、本件7事項を満たすこととなった原因について、北区長が確認していることが分かる文書である。 2 本件請求2に対して本件決定2を行った理由 本件請求2は本件7事項のすべてを満たすこととなった原因について、北区長が確認していることが分かる文書を求めるものであり、本件7事項のうち①から⑤の事項については北区役所における事務処理の誤りであると認め、原因については事務処理を行った当時の職員の認識不足であると、文書により審査請求人に対し回答している。 しかしながら、本件7事項のうち⑥及び⑦については福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターの業務に関わる事項であり、その原因について北区長が確認したことが分かる文書はそもそも作成しておらず、取得した文書もない。そのため、本件7事項のすべてを満たすこととなった原因について、北区長が確認していることが分かる文書は存在しないため、本件決定2を行ったものである。	
3	平成29年度 諮問受理第15号	平成29年10月 26日付け大北 福第693号	平成29年9月11日	H29.8.15付大北福第457号部分公開決定通知書での公開文書に、条件に示した七つの重大な不正あることについて所属又は所属長が文書、口頭、メール等で市長に伝えていることが確認できる文書。ただし、市長部局の全所属についてで、所属長の秘書的事務を行う部署による各所属一ヶ所による決定でよい。（北区役所に係るものについて）	北区役所福祉課（一般福祉・子育て支援担当）	平成29年9月25日付け大北福第583号による非公開決定	—	当区役所においては、公開請求書に記載された内容に関して、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成29年10月2日	H29.8.15付大北福第457号で公開した「身体障害者手帳交付申請での不服申立に対する決定書」に重大な不正（偽造）あり北区長は市長に報告する義務と責任あり、この件について市長に報告した公文書作成を求める。 重大な不正が多くあり偽造が疑われる決定書（市長名）を課長が主導で作成されており、この事実を確認した北区長は市長に報告する必要あり、報告に関する公文書を作成していないのは義務違反である。 1 本件文書3について 本件文書3は、審査請求人あての身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立てに係る決定書が、本件7事項に該当していることについて、北区長が市長に対して報告していることが確認できる文書である。 2 本件請求3に対して本件決定3を行った理由 本件請求3は本件7事項に該当していることについて、北区長が市長に対して報告していることが確認できる文書を求めるものであるが、実施機関は、本件7事項のうち①から⑤の事項については北区役所における事務処理の誤りであると認め、原因については事務処理を行った当時の職員の認識不足であると、文書により審査請求人に対し回答している。当該決定書作成時に事務処理の誤りがあったことは事実だが、実施機関はすでに誤りを認め、審査請求人に対し説明を行っており、行政処分そのものに誤りはなく、特段市長に対しての報告を要する事項ではないし、実際に行っていない。 また、本件7事項のうち⑥及び⑦については福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターの業務に関わる事項であり、事務手続きの誤りや不正に当たるものでもないため、北区長が特段市長に対しての報告を要する事項ではないし、実際に行っていない。 したがって、本件文書3をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、本件決定3を行ったものである。	

(注) 1 (え) 欄及び(こ) 欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。